

**新型コロナウイルス関連**  
(マスク着用免除申請の開始、ドバイにおける各種制限の現状)

令和2年11月11日  
在ドバイ日本国総領事館

**【ポイント】**

- ドバイ当局は、特定の疾病等の条件下においてマスク着用免除が申請できると発表しました。ドバイ警察の専用サイトから申請できますが、診断書等が必要です。
- 現状、外出時には常時マスク着用が義務づけられています。上記の許可がないにも関わらずマスクを着用していない場合は、罰金が科せられます（4歳以下の子供は着用義務はなし）。
- このほか、社会的距離の確保、乗車人員の制限、集会人数の制限等、当局による各種制限は引き続き有効です。違反者には高額な罰金や罰則が科せられる可能性がありますので、御注意ください。

**【本文】**

**1 マスク着用免除申請の開始**

ドバイでは現状、5歳以上の全ての者は外出時に常時マスクを着用することが義務づけられています。一方で、ドバイ保健庁（DHA）は先日、特定の疾患を持つ者がドバイ警察から事前の許可を得た場合、マスク着用が免除されると発表しました。ただし、この許可がないにも関わらずマスクを着用していない場合は、罰金が科せられます。

**(1) 申請方法**

ドバイ警察専用サイトで申請し、許可を得る必要があります。申請のためには医師の診断書等の書類が必要となります。申請は5日以内に処理されるとされています。

**(2) 対象者**

真菌性皮膚炎、マスクの成分によるアレルギー、重度のヘルペス感染症、慢性蓄膿症、喘息等の持病がある方、マスクの着用ができない身体障害者の方等が対象となります。詳細はDHAウェブサイトをご確認ください。

**2 UAE当局による各種規制**

(1) 11月11日現在、UAEでは連日千人以上の感染者数が発表されています。当局は、各種制限の違反者（個人、事業者）に対する監視を強化しているとされ、取り締り結果を発表しています。違反した個人は検挙し又は警告し、事業者であれば施設の閉鎖を命じたなどと公表されています。

(2) 10月22日から、ドバイでは集会（Social event）の開催が許可されるなど、制限の一部は緩和される傾向にあります。ただし、集会についてはホテルのボールルームの場合は最大200人まで、自宅やテントの場合は最大30人までと人数制限があることに加え、常にマスクを着用し社会的距離を保つこと、一つのテーブルの人数は5人以

下とすること、集会は4時間以内とすること等、各種予防措置を遵守することが求められます。

(3) ドバイにおける規制と違反時の罰金(11月11日現在有効)

●マスクの常時着用(外出時、出勤時、職場でも常時着用が必要): 罰金3,000 AED

●社会的距離2mの確保: 罰金3,000 AED

●車両の最大乗車人員(運転手を含めて3人): 罰金3,000 AED

※ただし、2親等以内の場合は3人以上の乗車も可能。また、一部のワゴン型のタクシーでは4人の乗客が乗車可。

●当局からの指導に基づく検疫指示に従わない場合: 罰金50,000 AED

### 3 留意事項

(1) 上記2以外にも、各商業施設や航空会社などが個別の規制を設けており、利用者にはその遵守が求められます。また、各首長国によって制限や罰金が異なりますので、御注意ください。

(2) 本メールに掲載した情報は11月11日時点のものであり、UAE当局による措置は今後も予告なく変更され又は追加されることが予想されます。在留邦人及び当地滞在中の皆様におかれては、十分な感染予防策をとるとともに、当局の発表等、最新の情報の入手に努めてください。

(3) 当館では、来館者の感染防止対策を最優先とし、領事業務は引き続き「事前予約制」を維持いたします。事前にメールでのご連絡がない場合には、窓口にお越しいただいても申請・相談をお受けできないことがありますので、御理解と御協力をお願いします。

#### 【本件に関する参照先】

○ドバイメディア局公式

(10月18日: 集会の実施許可)

<https://mediaoffice.ae/en/news/2020/October/18-10/wedding%20receptions%20and%20social%20events%20will%20be%20allowed%20to%20resume%20at%20hotels%20and%20halls>

○ドバイ保険庁(DHA)公式

(10月28日: 集会を開催する際の遵守事項詳細)

[https://twitter.com/DHA\\_Dubai/status/1321357625645256706](https://twitter.com/DHA_Dubai/status/1321357625645256706)

(11月9日: マスクの着用免除措置)

[https://twitter.com/DHA\\_Dubai/status/1325806644475867137](https://twitter.com/DHA_Dubai/status/1325806644475867137)

○ドバイ警察公式

(マスク免除許可: Mask Exemption Permit)

<https://dxbpermit.gov.ae/home>

#### 【一般的な参考情報】

○ドバイメディア局公式 Twitter: <https://twitter.com/DXBMediaOffice>

○ドバイ保健庁(DHA)公式 Twitter: [https://twitter.com/dha\\_dubai](https://twitter.com/dha_dubai)

○ドバイ警察公式 Twitter: <https://twitter.com/dubaipolicehq>

○外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○厚生労働省（日本への入国に関する情報）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

-----  
在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜 08:00-16:00、ラマダン中は 08:00-14:00）

F A X：+971-(0)4-332-4474

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

ホームページ：[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※本メールは、在留届提出者及びたびレジに登録されている方に送付しています。

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_orr.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html)

-----